作成: 2019/03/18

該非判定書

作成責任者

相模原市中央区矢部 3-28-6 柚木行政書士事務所 代表·行政書士 柚木 勇 登録 10090102

042-719-4999 / 090-6171-774

对象貨物 · 役務

質量分析計

SCIEX 製 API 3200

判定 (2019.1.9 施行法令準拠)

輸出令別表第一の 1項~15項 非該当

口

16項

該当

外為令別表の

1項~15項 非該当

同

16項

該当

判定理由

対象貨物は、質量分析計のうち、たんぱく質など生体に関連した分子の質量分析に特化したものである。 壊れやすい分子を壊さないソフトなイオン化法を採用していることが特徴である。

輸出令について

質量分析計は、輸出令別表第一の2-(32) 省令1条三十七号で規制され、同号イからホのいずれかに該当するイオン化法を採用したものが規制対象であるところ、対象貨物が採用しているイオン化法はESI(ElectroSpray Ionization)およびAPCI(Atmospheric Pressure Chemical Ionaization)である。よって、対象貨物は輸出令別表第一の1項~15項について非該当と判定する。

外為令について

対象貨物には、対象貨物を使用するためのプログラムが附属する。 しかし、輸出令別表第一に非該当となる貨物を使用するためのプログラムは規制外である。 よって、外為令別表の1項~15項については非該当と判定する。

添付資料

- 1. 項目別対比表 (全3頁)
- 2. 対象貨物資料 (全2頁)

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

	貨物名	質量	分析計	
	メーカー名			
	型及び銘柄	: AP	'I 3200	
©CISTEC	l			
2019.01.09施行政省令等対応 (1/1) 次に掲げる貨物であつて、				
経済産業省令で定める仕様のもの	stort who are	NA 1981	Gra 7 408	
2-(32)核燃料物質の分析に用いられる質量分析計	判定欄	注釈	記入欄	
又はイオン源				
[省令] 第1条 輸出令別表第1の2の項の経済産業省令で	該 当〇			
定める仕様のものは、	非該当 ×		**	
次のいずれかに該当するものとする。	対象外 一			
三十七 質量分析計であって、	[X]			
統一原子質量単位で表した質量が230以上のイオンを			数値(5~1800)_
測定することができ、				1
かつ、230における原子質量の差が2未満のイオンを区別する			数值()
ことができる分解能のもののうち、				
次のイからホまでのいずれかに該当するもの			6	
(へに該当するものを除く。)	« »	〕除外		
又は当該質量分析計に用いることができるイオン源		20 20 20 20		
イ 誘導結合プラズマを用いたもの	[x]		ESI BU APCI	
ロ グロー放電を用いたもの	[×]			
ハ 熱電離を用いたもの	[入]			
ニ 分析される物質に電子を衝突させてイオン化する	[X]			
イオン源を有するものであって、	1 -7 -			
次の (一) 及び (二) に該当するもの				
(一) 電子ビームを用いて分子がイオン化されるイオン源領域に、	Γ 1	g 2	1	
分析される物質の分子の平行ビームを照射する装置を				
有するもの				
(二) 分析される物質の分子の平行ビーム中の電子ビーム	[X]			
を用いてイオン化されない分子を捕捉するため、	1			
零下80度以下の温度となることができる			数值()
コールドトラップを1以上有するもの			数值(
ホ アクチニド又はそのふっ化物のイオン化用に設計した	[X]		XXIIE (
	1			
<u>イオン源</u> を有するもの へ 次の (一) から (五) までの全てに該当するもの		除外	適用しない	
	\\(\frac{\lambda}{\cdots}\)\(\frac{\lambda}{\cdots}\)\(\frac{\cdots}{\cdots	36257	数値(,
(一) 原子質量単位で表した質量が320以上の	()			- 1
イオンを測定することができるものであって、			*#* kits /	\ \ \
原子質量単位での分解能が320を超えるもの	()		数値(1
(二) イオン源が、ニッケル、ニッケルの含有量が			Who liets (,
全重量の60パーセント以上のニッケル銅合金			数值(′
又はニッケルクロム合金で作られた		i de la companya de l		
又はこれらの材料で保護されたもの				9
(三) 分析される物質に電子を衝突させて	\ /			
イオン化するイオン源を有するもの	()			9
(四) 同位元素の分析に用いることができる	1 1	and the second		
コレクタを有するもの				9
(五) 六ふっ化ウランのガスの流れを止めず	\ . \			
に試料を採取することができるように				
設計したもの				
	判定	結果	口該当 工非該当	
作成責任者: (作成年月日: H31年 3月 13日)	該当項番	主体・ヘモ	spt- Γ	,
_{会社名} 柚木行政書士事務所		表第1の項 令の条項号].
	[ラーンかつべつ	u m - 2, m]
所属・役職 行政書士・STC Ass asiate 言]
コノキー(サム)中の出土				
はりがり 柚木 勇につま!				
" " 				
電 話 042-719-4999				

外国為替令 別表 項目別対比表 (該非判定用)

| 技術内容: 質量分析計 API 3200 を | 使用するためのフロク"ラム

©CISTEC

CCISTEC					
2019.01.09施行政省令等対応 (1/2) 2-(1)輸出貿易管理令別表第1の2の項の中欄に掲げる		T	T	*	
2 2 2 2 2 2 3 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4					
貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、	判定欄	注釈	記入	欄	
経済産業省令で定めるもの					
[省令] 第15条 [第1項]	該 当〇				
外国為替令(以下「外為令」という。)別表の2の項	非該当×	ŀ			
(1) の経済産業省令で定める技術は、	対象外一	1			
次のいずれかに該当するものとする。					
- 第1条第一号から第五号まで、第六号(核燃料物質	[—]		(省令第1条第	异)-
の成型加工用の装置に限る。)、第七号、第八号イ、	1 1		AB LAVI NAM	-3	-
第十号イ、第十号の二又は第十号の三のいずれかに		l	*		
該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術		l			
第1条第八号ロ、第十一号、第十七号、第十八号ロからへまで、		1	(省令第1条第	号	Ä
第十九号、第二十号、第二十一号イ若しくは口(一)若しくは(三)。			(日1) 加工木炉	4	1
第三十四号若しくは第三十五号のいずれかに該当する貨物を					
使用するために設計したプログラム					
又はそのプログラムの設計、製造					
若しくは使用に係る技術(プログラムを除く。)の					
うち当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、					
又はこれらを超えるために必要な技術 三 第1条第十四号に該当する貨物を設計し、製造し、	[-]	ł	8		
### おしては使用するために設計したプログラム	1 1-1			E	
又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に係る					
技術(プログラムを除く。)のうち					
当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、					
又はこれらを超えるために必要な技術					
(数値制御コードを生成するパートプログラム作成用の	« »	〕除外			
プログラムであって、種々の部品を加工するために装置を	11: 11	3 19471			
直接使用することができないものを除く。)					
四 第1条第八号口、第九号、第十号口、第十一号、	1×1		(省令第1条第	号)
第十四号、第十七号から第二十四号まで、第二十六号から	1		1 12 12 NO + NOV	.,,	,
第二十八号まで、第三十号から第五十二号まで、			三十七号非該当		
第五十四号から第五十八号まで又は第六十号から			_(0)11003		
第六十二号までのいずれかに該当する貨物の設計、製造					
又は使用に係る技術(プログラムを除く。) のうち 当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、					
スはこれらを超えるために必要な技術					
[解釈] 以下のいずれかに該当する貨物の設計、製造	()	除外			
又は使用に係る技術(プログラムを除く。)を除く。					
イ 研削をすることができる工作機械であって、	< >				
位置決め精度に係る申告値が0.006ミリメートル			数値()
を超えるもの(貨物等省令第1条第十四号ハ(二)					
■ 又は(三)に該当するものを除く。) □ フライス削りをすることができる工作機械であって、					
	< >				
0.008ミリメートルを超えるもの	ŀ		数値(Š.
(貨物等省令第1条第十四号ロ(二)又は(三)			 数但(1.
に該当するものを除く。)			8		
ハ 旋削をすることができる工作機械であって、	-i		·		
位置決め精度に係る申告値が0.008ミリメートル			数値()
を超えるもの					
五 第1条第六号(リチウムの同位元素の分離用の装置に限る。)、	[-]		(省令第1条第	号)
第二十五号、第二十九号、第五十三号					9
又は第五十九号のいずれかに該当する貨物の設計、	1.				
製造又は使用に係る技術(プログラムを除く。)					
六 周波数変換器(第1条第八号ロに該当するものを除く。)	[-]		ii		
の性能の特性を拡張し、又は機能を解除することにより、	« »	〕除外			
同号口に該当するように設計したプログラム					
又は暗号鍵若しくは暗号コード					
七 第1条第八号ロに該当する周波数変換器の性能の特性を	[-]		16		
拡張し、又は解放するために設計したプログラム			1967		
八 高速度の撮影が可能なカメラ又はその部分品(第1条第四十四号に	[-]				
該当するものを除く。)の性能の特性を拡張し、	« »	〕除外			
又は機能を解除することにより、同号に該当するように設計した			e 8,		
プログラム又は暗号鍵若しくは暗号コード					
九 高速度の撮影が可能なカメラ又はその部分品(第1条第四十四号に	[-]		ā		
該当するものに限る。)の性能の特性を拡張し、					
又は解放するために設計したプログラム	1				
又は暗号鍵若しくは暗号コード					

作成責任者:	(作成年月日: H31	年3月18日)
会 社 名_	柚木行政書	上事務所
所属・役職_	行政書士·STC	IN HAREBOAT
(フリガナ) 氏 名	抽一未	第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十
電 話_	042-719-	4999 二男西

判定結果	□該当	工非該当	
該当項番			
① 外為令別表の項番[]	
② 貨物等省令の条項号	等の番号等		
[J	
Ī]	





D1000092204 B

May 2010



Principles of the System

This section describes features and applications of the API 3200™ LC/MS/MS system.

Applications for the System

The API 3200 system is designed for quantitative analysis of small molecules.

This application involves measurement of specific molecular weight compounds, usually a drug or metabolite in a liquid sample, and their resulting fragment ions for determining the exact quantity of the compound in the sample of interest. Quantitation is performed using a standard curve of mass spectrometer signal intensity for various known concentrations of the compound. The signal in the test sample is then compared to the standard curve to determine the concentration.

The typical scan type used for this application is MRM (Multiple Reaction Monitoring).

Features of the Instrument

The API 3200 system is a benchtop triple quadrupole mass spectrometer for sensitive quantitative analyses of biomolecules found in a wide variety of biological matrices. It has the following features:



- The standard Turbo V[™] ion source provides a plug-and-play TurbolonSpray® probe and APCI probe, a durable ceramic interface, and compatibility with high flow rates.
- LINAC® collision cell eliminates cross-talk and allows for multi-component analysis during an LC run.
- Rugged Curtain Gas[™] interface technology combined with improved gas dynamics reduces maintenance and increases uptime.
- Scanning in a mass range of m/z 5–1800.
- Integrated switching valve and integrated syringe pump provide convenient sample introduction flexibility.
- Additional compatible sources, including the DuoSpray[™] ion source, PhotoSpray[®] ion source, and NanoSpray[®] III ion source components, provide further flexibility.
- IDA (Information Dependent Acquisition) maximizes the amount of information that can be acquired in an LC scan.
- Compatible with additional software packages, such as Metabolite ID software, Automaton software, BioAnalyst™ software, and more.

How the Instrument Works

The API 3200 mass spectrometer has a series of quadrupole filters that transmit ions according to their m/z (mass-to-charge ratios). Ions entering the ion path are first focused by Q0 before passing into Q1.

Q1 is a filtering quadrupole that sorts the ions before they enter Q2, a LINAC collision cell in which ions can be broken into fragments by collisions with gas molecules. This technique allows for the design of experiments that measure the m/z of product ions to determine the composition of the parent ions. After

Document Number: D1000092204 B